

24-D-1135
2024年10月29日

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

ダイビル株式会社

グリーンファイナンス・フレームワーク

据置

総合評価

Green 1(F)

グリーン性評価
(資金使途)

g1 (F)

管理・運営
透明性評価

m1 (F)

発行体／借入人

ダイビル株式会社

評価対象

ダイビル株式会社
グリーンファイナンス・フレームワーク

概要

ダイビル株式会社は、日本のオフィス賃貸業の草分けとして1923年大阪・中之島の地で事業を開始しており、1925年に（旧）ダイビル本館を完工して以来、大阪・東京を基盤にオフィスビルを展開している。2024年3月時点の所有不動産数は計35棟（東京18棟、大阪13棟、海外4棟）である。また、ダイビルは、2022年4月に株式会社商船三井の100%出資の完全子会社となっている。商船三井は海運事業をコアとし、物流や不動産といった海運業以外の事業領域の比重を高める方針である。その中で不動産事業は注力施策の一つとして位置づけられ、同事業の中核であるダイビルのグループにおける重要性は高まっている。

ダイビルは、1923年の創立以来、長年にわたり屋上緑化など自然との共生を意識したビル造り、保有ビルの環境負荷低減、地域社会との共生に注力してきた。ダイビルは「グループ環境方針」を定め、社会の持続的発展に貢献するため、環境負荷の少ない、みどり豊かなまちづくりに取り組んでいる。ダイビルは広く顧客・地域社会・事業パートナーなどのステークホルダーと協力し、自然環境との共生を進めている。

ダイビルは、企業活動と環境保護との調和をはじめとする CSR 活動に全社体制で取り組むことを目的に、2007 年 11 月より「CSR・環境委員会」を設置して CSR・環境活動を審議してきており、2021 年 4 月には「環境・サステナビリティ委員会」を発足している。「環境・サステナビリティ委員会」は、サステナビリティ活動や環境問題の統括・審議に加え、ESG 情報開示、SDGs の取り組み、グループの持続的成長に資する方策の検討・立案・レビューを行っている。

気候変動の分野では 2050 年までに GHG 排出量をサプライチェーン全体でネットゼロ、中期目標として 2030 年までに Scope1 及び Scope2 については 75%以上削減 (2019 年度比)、Scope3 については 30%以上削減 (2019 年度比) とすることを掲げている。2022 年 4 月に「生物多様性のための 30by30 アライアンス」に参加、更に 2023 年 10 月には国際的な環境イニシアチブ「RE100」に加盟など、積極的に取り組みを進めている。

今般の評価対象は、ダイビルがグリーンボンド又はグリーンローン (グリーンボンドとグリーンローンを総称して「グリーンファイナンス」) により調達する資金を、環境改善効果を有する用途に限定するために定めたグリーンファイナンス・フレームワーク (本フレームワーク) である。JCR では、本フレームワークが「グリーンボンド原則¹⁾」、「グリーンローン原則²⁾」、「グリーンボンドガイドライン³⁾」及び「グリーンローンガイドライン⁴⁾」に適合しているか否かの評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

JCR は、2023 年 11 月にダイビルの本フレームワークに対してグリーンファイナンス・フレームワーク評価結果として総合評価“Green 1(F)”を付与している。ダイビルは、2023 年 11 月時点の本フレームワークにおいて「グリーンビルディング」と「エネルギー効率」を資金用途として設定しており、資金用途毎に適格クライテリアを定め、同クライテリアを満たすプロジェクトの新規投資または既存投資 (リファイナンス) に資金を充当することとしている。適格プロジェクトを実施する際には、環境や社会に対する負の影響を考慮し、適切な対応を行うことが定められている。JCR は、本フレームワークの適格クライテリアを満たすプロジェクトは環境改善効果を有しており、資金用途として適切であると評価している。

今回のレビューは、2024 年 4 月に施行された建築物の省エネ性能表示制度の改正及び BELS 新基準導入等を受けて、ダイビルが本フレームワークを変更したことに伴い、実施するものである。ダイビルは、本フレームワークの資金用途のうち「グリーンビルディング」について、CASBEE 認証の範囲の明確化、BELS 評価の適格ランクの変更、及び LEED 認証のバージョンの明確化といった変更を 2024 年 10 月に実施している。いずれの変更についても、引き続き環境改善効果を有していると JCR は評価している。

資金用途の対象となるプロジェクトの選定プロセスについて、ダイビルは経営陣が関与するよう適切に定めているほか、資金管理についても適切な管理を行っており、外部監査・内部監査も計画されている。レポートングについても、資金充当状況及び環境改善効果に関する項目を適切に定

¹ International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021"

<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>

² Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association(APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2023"

<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

³ 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2022 年版」
<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

⁴ 環境省 「グリーンローンガイドライン 2022 年版」
<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

め、ウェブサイト等で開示することとしている。以上より、ダイビルにおいて管理運営体制が確立されており透明性を有する、と引き続き JCR は評価している。

この結果、2024 年 10 月に変更された本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を”g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を”m1(F)”とし、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価（総合評価）」を”Green 1(F)”とした。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

目次

■ レビュー事項

■ レビュー内容

1. 調達資金の使途
2. 資金使途の選定基準とプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 組織のサステナビリティへの取り組み

■ レビュー結果（結論）

レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

1. 調達資金の使途

グリーンファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、変更後も引き続きグリーン性を有しているか。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

グリーンファイナンスを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスについて、引き続き適切であるか。

3. 調達資金の管理

グリーンファイナンスによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が引き続き適切に整備されているか。

4. レポートニング

グリーンファイナンスにかかるレポートニング体制につき、引き続き適切に整備され、運用されているか。

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

発行体の経営陣がサステナビリティにつき、引き続き経営上優先度の高い重要課題と位置付けているか。

レビュー内容

1. 調達資金の使途

ダイビルは、本フレームワークにおいて調達資金の使途を以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。なお、以下では変更後のフレームワークを抜粋したものを記載している。

資金使途にかかる本フレームワーク（抜粋）

グリーンファイナンスで調達された資金は、新規投資または既存投資（リファイナンス）に充当を予定しており、以下に定める適格クライテリアを満たすプロジェクトに充当する予定です。なお、リファイナンスはグリーンビルディングにのみ充当します。

【グリーン適格クライテリア】

ICMA 事業カテゴリー	適格プロジェクト
グリーン ビルディング	<ul style="list-style-type: none"> ●以下のいずれかの建物認証を取得もしくは更新した建物、または将来取得もしくは更新予定の建物の建設、取得もしくは土地の取得に係る投資 <ul style="list-style-type: none"> ✓ CASBEE 建築・CASBEE 不動産・自治体版 CASBEE における B+ランク以上 ※自治体版 CASBEE は工事完了日から 3 年以内のものに限定 ✓ BELS 評価（2016 年度基準）における 3 つ星以上 ※工場等（物流倉庫含む）の場合、BEI が 0.75 を超える物件は含めない ✓ BELS 評価（2024 年度基準）における以下のレベル <ul style="list-style-type: none"> ・非住宅：レベル 4～レベル 6 ・再生可能エネルギー設備のある住宅：レベル 3～レベル 6 ・再生可能エネルギー設備がない住宅：レベル 3～レベル 4 ✓ DBJ Green Building 認証における 3 つ星以上 ✓ LEED 認証における Silver 以上 ※LEED-BD+C は v4 以降に限定 ✓ ZEB における Oriented 以上 ✓ Green Star 認証- Design & As Built v1.3 における 4 つ星以上
エネルギー 効率	<ul style="list-style-type: none"> ●CO₂排出量、エネルギー使用量または水使用量のいずれかを 30%以上削減することが可能な改修工事に係る投資

【本フレームワークに対する JCR の評価】

ダイビルは、本フレームワークの適格クライテリアのうちグリーンビルディングにおいて、CASBEE 認証の範囲の明確化、BELS 評価の適格ランクの変更及び LEED 認証のバージョンの明確化といった変更を行っている。

今回変更されたグリーンビルディングの概要を以下に示す。

CASBEE（建築環境総合性能評価システム）

CASBEE とは、建築環境総合性能評価システムの英語名称（Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする方法である。2001 年 4 月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産等がある。

CASBEE-建築（新築）の評価は、エネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の 4 分野における評価項目について、建築物の「環境品質（Q=Quality）」と建築物の「環境負荷（L=Load）」の観点から再構成のうえ、L を分母、Q を分子とする BEE（建築物の環境効率）の値によって行われる。評価結果は、S ランク（素晴らしい）、A ランク（大変良い）、B+ ランク（良い）、B- ランク（やや劣る）、C ランク（劣る）、の 5 段階（CASBEE-不動産は S ランク（素晴らしい）、A ランク（大変良い）、B+ ランク（良い）、B ランク（必須項目を満足）の 4 段階）に分かれている。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

CASBEE-不動産は、CASBEE における建物の環境評価の結果が、不動産評価の際に活用されることを目的として開発されたものであり、不動産評価に関連が強い項目に絞って評価基準が策定されている。CASBEE-不動産の評価項目は、1.エネルギー／温暖化ガス、2.水、3.資源利用／安全、4.生物多様性／敷地、5.屋内環境の 5 つである。評価手法は、①主要な世界の評価ツールの重み付けの整合性を取る、②加点方式とする、③必須項目 5 項目、加点項目 16 項目とし、満点時に 100 点とする、④必須項目を満たさなければ、評価の対象外とする等である。

ダイビルが本フレームワークで適格クライテリアとして定めた水準は、CASBEE-建築（新築）に関しては BEE1.0 以上に相当し、「環境負荷」に対して「環境品質」が明確に上回る物件と言える。また、CASBEE-不動産に関しては、計測の基準は BEE ではないものの、従来の CASBEE-建築等における B+ 相当の性能を有する物件と考えられる。以上を踏まえ、本フレームワークで定められた水準は十分な環境改善効果を有し、資金使途として適切であると JCR は評価している。

BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）

BELS とは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果は BEI（Building Energy Index）によってレベル分けされる。BEI は、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。従来の基準（平成 28 年度基準）では 1 つ星から 5 つ星の 5 段階で評価されており、2 つ星は省エネ基準を満たしている。

改正建築物省エネ法の 2024 年 4 月 1 日施行により、2,000m²以上の非住宅大規模建築物を対象の省エネ基準が厳格化された。施行後の省エネ基準は建物用途によって異なり、物流施設を含む工場等では 25%以上削減、事務所・学校・ホテル・百貨店等では 20%以上となっている。同改正に基づき、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が 2024 年 4 月に強化され、BELS に新基準（令和 6 年度基準）が導入された。新基準においては、再生可能エネルギー設備がある住宅及び非住宅に対しては、レベル 6（消費エネルギー削減率が 50%以上）～レベル 0（消費エネルギー削減率が 0%未満）の 7 段階で評価され、再生可能エネルギー設備がない住宅に対しては、レベル 4（消費エネルギー削減率が 30%以上）～レベル 0（消費エネルギー削減率が 0%未満）の 5 段階で評価される仕組みとなっている。新基準における BELS のレベル 4（消費エネルギー削減率が 30%以上 40%未満）以上は、全ての非住宅建築物の省エネ基準を満たす建築物を対象として付与されており、一部の用途については誘導基準になっている。住宅については従来の基準と変わらず、消費エネルギー削減率 0%以上が省エネ基準、20%以上が誘導基準となっている。

ダイビルが本フレームワークで適格クライテリアとして定めた水準は、省エネ基準（住宅：BEI 値 0.8 以下、非住宅：BEI 値 0.75 以下）を上回っており十分な環境改善効果を有することから、資金使途として適切であると JCR は評価している。

LEED（エネルギーと環境に配慮したデザインにおけるリーダーシップ）

LEED とは、非営利団体である米国グリーンビルディング協会（USGBC）によって開発及び運用が行われている、建築と都市の環境についての環境性能評価システムである。LEED は、Leadership in Energy and Environment Design の頭文字をとったものであり、1996 年に草案が公表され、数年に 1 度アップデートが行われている。現在では v4 及び v4.1 が運用されており、2025 年には v5 が登場する予定になっている。

認証の種類には、BD+C（建築設計及び建設）、ID+C（インテリア設計及び建設）、O+M（既存ビルの運用とメンテナンス）、ND（近隣開発）、HOMES（ホーム）、CITIES（都市）の 6 種類がある。認証レベルは、各項目の取得ポイントの合計によって表され、上から、Platinum（80 ポイント以上）、Gold（60～79 ポイント）、Silver（50～59 ポイント）、Certified（標準認証）（40～49 ポイント）である。省エネルギーに関する項目は、配点が高いかもしくは達成していることが評価の前提条件になっていることが多く、エネルギー効率が低いことが、高い認証レベルを得るためには必要と考えられる。

ダイビルが本フレームワークで適格クライテリアとして定めた LEED 認証とは LEED-BD+C と LEED-O+M 認証を指しており、同認証における Silver 以上の水準は高いエネルギー効率を達成している建物が取得できる認証レベルであり十分な環境改善効果を有することから、資金使途として適切であると JCR は評価している。

以上より、本フレームワークにおいて今回変更された適格クライテリアはいずれも環境改善効果を有しており、資金使途として適切であると JCR は評価している。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

ダイビルは、本フレームワークにおいて資金使途の選定基準とプロセスを以下の通り定めている（前回評価時から変更無し）。

選定基準とプロセスにかかる本フレームワーク（抜粋）

【プロジェクトの評価と選定のプロセス】

グリーンファイナンスの資金使途となる適格プロジェクトは、適格クライテリアへの適合状況に基づき、経営企画部・財務経理部・建設技術部が評価・検討・選定し、財務経理担当役員が最終承認します。また、環境・サステナビリティ委員会に定期的実施状況について報告し、必要に応じ助言を受けております。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

本フレームワークで定められた選定基準及びそのプロセスについて、前回評価時点において適切であると JCR は評価している。今回変更された本フレームワークにおいて、同項目については変更が無く引き続き適切であると JCR は評価している。

3. 調達資金の管理

ダイビルは、本フレームワークにおいて調達資金の管理を以下の通り定めている（前回評価時から変更無し）。

調達資金の管理にかかる本フレームワーク

【調達資金の管理】

財務経理部がグリーンファイナンスによる調達資金について、適格プロジェクトへの充当及び管理を行います。実施された適格プロジェクトへの充当状況を半期毎に内部管理用ファイルシステムを用いて、追跡管理します。

調達資金は、グリーンファイナンス実行後、早期に適格プロジェクトへの充当を完了する予定です。仮に未充当資金が発生した場合、現金または現金同等物にて運用し、早期に適格クライテリアを満たすプロジェクトに充当します。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

本フレームワークで定められた調達資金の管理について、前回評価時点において適切であると JCR は評価している。今回変更された本フレームワークにおいて、同項目については変更が無く引き続き適切であると JCR は評価している。

4. レポーティング

ダイビルは、本フレームワークにおいてレポーティングを以下の通り定めている（前回評価時から変更無し）。

レポーティングにかかる本フレームワーク（抜粋）

【レポーティング】

調達資金の充当状況及び環境改善効果として当社が定めた内容について、合理的に実行可能な限りにおいて、年次で、当社ウェブサイトにて開示することを予定しています。

なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じる等の重要な事象が生じた場合は、適時に開示します。

（1）資金充当レポーティング

調達資金が適格プロジェクトに全額充当されるまで、以下の内容を開示予定です。

- ① 充当資金額
- ② 未充当資金額
- ③ リファイナンスに充当した場合の概算額または割合

（2）インパクト・レポーティング

グリーンファイナンスの残高がある限り、以下の内容を開示予定です。

ICMA 事業カテゴリー	適格プロジェクト	レポーティング
グリーン ビルディング	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下のいずれかの建物認証を取得もしくは更新した建物、または将来取得もしくは更新予定の建物の建設、取得もしくは土地の取得に係る投資 ✓ CASBEE 建築・CASBEE 不動産・自治体版 CASBEE における B+ランク以上 ※自治体版 CASBEE は工事完了日から 3 年以内のものに限定 ✓ BELS 評価（2016 年度基準）における 3 つ星以上 ※工場等（物流倉庫含む）の場合、BEI が 0.75 を超える物件は含めない ✓ BELS 評価（2024 年度基準）における以下のレベル <ul style="list-style-type: none"> ・非住宅：レベル 4～レベル 6 ・再生可能エネルギー設備のある住宅：レベル 3～レベル 6 ・再生可能エネルギー設備がない住宅：レベル 3～レベル 4 ✓ DBJ Green Building 認証における 3 つ星以上 ✓ LEED 認証における Silver 以上 ※LEED-BD+C は v4 以降に限定 ✓ ZEB における Oriented 以上 ✓ Green Star 認証- Design & As Built v1.3 における 4 つ星以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得した認証の種類及びレベル ・CO₂排出量 ・エネルギー使用量 ・水使用量

<p>エネルギー効率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● CO₂排出量、エネルギー使用量または水使用量のいずれかを30%以上削減することが可能な改修工事に係る投資 	<p>以下のうちいずれかの指標の改修工事前後の値または削減率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CO₂排出量 ・ エネルギー使用量 ・ 水使用量
----------------	---	--

【本フレームワークに対する JCR の評価】

本フレームワークで定められたレポートिंगについて、前回評価時点において JCR は適切と評価している。本フレームワークにかかる今回の変更において、同項目については変更が無く引き続き適切であると JCR は評価している。

なお、ダイビルは、ウェブサイト上にサステナブルファイナンスのページを作成しており、グリーンファイナンスの調達実績や資金充当状況を開示している。また、インパクトレポートिंगについては、2023 年度実績はいずれのプロジェクトも竣工前・未稼働であるため開示されていないが、プロジェクトが竣工し稼働する 2024 年度実績については来年度に開示予定である。以上より、現時点においてレポートिंगは適切に実施されている、と JCR は評価している。

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

ダイビルは、1923年の創立以来、長年にわたり屋上緑化など自然との共生を意識したビル造り、保有ビルの環境負荷低減、地域社会との共生に注力してきた。ダイビルは、サステナビリティへの取り組みを最も大切なミッションの一つと考えており、こうした考えは「グループ行動規準」のなかで具現化されている。ダイビルは、「グループ行動規準」のなかで「環境問題への取組」や「社会貢献」といった項目を掲げており、環境・社会に対する取り組みを積極的に推進している。そして、2021年度に、社会が抱える様々な課題を事業視点で評価し、社会とともに成長するために、短・中・長期の時間軸それぞれにおいてビジネスチャンス（機会）やリスクとなり得る重要課題をマテリアリティとして特定している。2021年度に特定したマテリアリティを踏まえ、2022年度に各マテリアリティに関連するKPIも設定している。

ダイビルは、2022年4月に商船三井の100%出資の完全子会社となっている。商船三井は海運事業をコアとし、物流や不動産といった海運業以外の事業領域の比重を高める方針である。その中で不動産事業は注力施策の一つとして位置づけられ、同事業の中核である当社のグループにおける重要性は高まっている。ダイビルは、現時点で非上場会社であるが、グループの不動産事業を担う会社としてサステナビリティに関する取り組みを今後も推進していく予定であり、ESG情報開示についてもより一層進めていく予定である。

ダイビルは、「ダイビルグループ中長期経営計画 2035 “BUILD NEXT.”」を2023年5月に公表している。同中長期経営計画は、2023年10月にダイビル創立100周年を迎えるにあたり、ダイビルの次なる100年を見据え、2035年をゴールとする経営ビジョン・方向性を示すものである。同中長期経営計画において、環境・サステナビリティは「国内事業戦略」、「海外事業戦略」、「新規事業戦略」の3つの事業戦略を促進するための触媒の一つとして位置づけられている。

ダイビルの推進体制としては、2007年11月より「CSR・環境委員会」を設置し、企業活動と環境保護との調和をはじめとするCSR活動に全社体制で取り組むことを目的に、CSR・環境活動を審議してきた。そして、2021年4月に「CSR・環境委員会」の任務をより発展的なものとするべく、「CSR・環境委員会」に代わる機関として「環境・サステナビリティ委員会」を発足した。「環境・サステナビリティ委員会」は、サステナビリティ活動や環境問題の統括・審議に加え、ESG情報開示、SDGsの取り組み、グループの持続的成長に資する方策の検討・立案・レビューを行っている。同委員会の事務局はダイビルの経営企画部及び建設技術部が担っている。「環境・サステナビリティ委員会」の審議の結果は、適宜、経営会議や取締役会へ報告される。また、ダイビルのサステナビリティに係る重要課題（マテリアリティ）に対するKPI策定等に際しては、コンサルティング会社等の外部専門家が関与している。

ダイビルは、気候変動の分野では2050年までにGHG排出量をサプライチェーン全体でネットゼロ、中期目標として2030年までにScope1及びScope2については75%以上削減（2019年度比）、Scope3については30%以上削減（2019年度比）とすることを掲げている。再生可能エネルギーについて、2022年4月に国内で保有する全てのビルの全使用電力を対象にCO₂フリー電力の導入完了、2023年10月には国際的な環境イニシアチブRE100への加盟といった積極的な目標も設定している。さらに、生物多様性の分野では、2022年4月に「生物多様性のための30by30アライアンス」に参加し、2030年までに陸と海の30%以上の保全を目指す「30by30目標」の実現に向けて各種取り組みを進めている。

以上より、JCR は、ダイビルが社内基準や経営計画の中で環境を重要なものとして位置付けている点、環境・サステナビリティに関する会議体を有しており経営層が関与している点、外部専門家の知見を取り入れている点を高く評価している。今後、環境・サステナビリティに関する社内専門機能が拡充されることも期待したい。

レビュー結果(結論)

Green 1(F)

本フレームワークの内容は、変更点を含めて、資金使途であるグリーンプロジェクトにおいて環境改善効果を有するものであることを JCR は確認した。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・佐藤 大介

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/または借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）または資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかるとの関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■ 留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コモディティ、商品等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■ 用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F) の評価記号を用いて表示されます。

■ サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■ その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■ 本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル